

国民経済計算体系的整備部会における審議の中間取りまとめ

はじめに

- 国民経済計算体系的整備部会（以下「本部会」という）においては、平成29年2月に統計委員会に諮問された「公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の変更について」のうち、国民経済計算とそれに関連する一次統計等の諸課題に関する付議を受け、平成29年3月から審議を開始。
- 具体的には、経済財政諮問会議において取りまとめられた「統計改革の基本方針」（以下「基本方針」という。）に示された経済統計改善の取組方針の「Ⅰ．GDP統計に用いられる基礎統計の改善」及び「Ⅱ．GDP統計の加工・推計手法等の改善」に掲げられた課題を中心に、現行基本計画に掲げられた関連する取組の進捗状況に関する評価も踏まえ、GDP統計等の精度改善に向け、「次期基本計画における取扱い」及び次期基本計画に盛り込むべき「基本的な考え方」を検討。
- 今般、一通りの審議を終えたことから、その審議結果を整理し、中間的に取りまとめを行った。ただし、審議対象とした課題の中には、統計改革推進会議において継続中の議論との整合性を図る必要がある課題や、今後の取組状況を改めて確認した上で、最終的な結論を得る必要がある課題も認められたことから、それらの課題については結論を留保^(注)。
- なお、基本方針や現行基本計画に掲げられた課題のうち、平成29年度末までに実現が図られることが確実と整理された課題については、「基本的な考え方」から除外。

（注） 結論を留保した事項については、以下の報告の「基本的な考え方」に「P」を付記。

国民経済計算体系的整備部会
部会長 宮川 努

I GDP統計に用いられる基礎統計の改善

- 基本方針の別紙 I には、GDP 統計の推計に用いられる各種基礎統計について、その改善に向けた具体的な取組の方向性が示されており、その内容は、おおむね統計委員会における個別の諮問審議や施行状況報告審議において示された指摘を踏まえたもの。
- また、基本方針に関連する現行基本計画に掲げられた課題については、その取組結果が基本方針にも反映されるなど、おおむね計画どおりに取組が進捗しているものと評価できるものの、社会経済情勢の変化にも対応しつつ、残された課題の解決・実現に、関係府省が一体となって取り組むことが重要。
- このため、関係府省は、以下に示す「次期基本計画における取扱い」及び「基本的な考え方」に沿って、次期基本計画期間中に、計画的な課題解決に着実に取り組むことが必要。
- ただし、これらの取組の中には、企業等における報告負担の増加が見込まれる事項もあることから、可能な限り行政記録情報やビッグデータなどの活用を通じて、報告者の負担軽減に努めるとともに、報告者の実状を十分に踏まえて取組を推進。

1 家計調査、家計消費状況調査（基本方針 1－1 及び 1－2）

【次期基本計画における取扱い】

- 家計調査については、家計消費の実態をミクロに把握することが本来の目的であり、景気指標として要求される精度を確保するには標本調査としての限界もあるが、統計委員会における指摘を踏まえ、民間最終消費等を把握する統計として、一層の精度向上を図ることが必要。
- このため、報告者や実査機関の負担軽減にも配慮しつつ、新家計簿やオンライン調査の段階的な導入など、調査方法の改善に引き続き取り組むことにより、調査の質の向上を図るとともに、この改善による影響の検証や情報提供の充実に努めることも必要。
- また、ビッグデータ等を活用し、消費動向の全体構造を捉えるための新たな速報性のある包括的な消費指標の体系である「消費動向指数」(C T I) の開発、提供を早期に実現するとともに、記入者負担や利用者のニーズ、国際的な動向等を勘案しつつ、家計調査の長期的な在り方についても検討が必要。
- なお、家計消費状況調査については、当面、必要と考えられる措置は講じられているものと整理。

【基本的な考え方】

- 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、平成 31 年 6 月のオンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進。また、調査結果の補正方法について研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検

証や情報提供等を充実。（総務省）

- 消費動向指数（C T I）について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き、開発・精度向上に取り組む。（総務省）

2 法人企業統計調査（基本方針１－３）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針に掲げられた課題のうち、四半期報の公表早期化を除く各課題は、統計委員会における施行状況報告審議において示された指摘や現行基本計画を踏まえたものであり、その推進を着実に図ることが必要。ただし、設備投資のサンプル断層調整値の公表については、平成29年第1四半期分から予定されている公表状況を確認した上で、最終的な対応を整理。
- 四半期報の公表早期化については、四半期別GDP速報（1次速報）の精度向上に資する一方で、金融商品取引法に規定された四半期開示期限の前に、企業に報告を求める時期を設定する必要があるため、大企業を対象に、限定した調査事項による報告を求めるとしても、報告者の負担が増加することから、試験的な調査を通じた実現可能性及び報告者負担の十分な検証が必要。
- また、四半期報における公表早期化を前提とした研究開発投資の把握についても、上記の試験的な調査を通じた実現可能性及び報告者負担の十分な検証が必要。こうした結果も踏まえ、国民経済計算における四半期値の推計手法を検討。
- 現行基本計画に掲げられている標本抽出方法の見直しについては、平成28年度までの課題ではあるが、その前提となる母集団名簿の精査が完了していないため、引き続き取り組むことが必要。
- なお、四半期開示については、金融審議会の報告（「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて－」（平成28年4月18日））を受けて対応が進められており、その動向との整合性にも留意。

【基本的な考え方】

- P 設備投資のサンプル断層調整値について、平成29年度から公表。（財務省）
- 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について、平成30年度中に結論。（財務省）
- 法人企業統計調査について、平成31年度からオンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、回答者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進。（財務省）
- 法人企業統計調査の四半期報について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、四半期別GDP速報（1次速報）に間に合うように早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ、試験的な調査

を平成31年度から実施し、検証。また、内閣府と協力し、この試験的な調査の結果を反映した場合における四半期別GDP速報推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、平成34年度末までのできるだけ早い時期に改善に向けた方針検討し、結論。（財務省、内閣府）

- 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を平成34年度までに検討し、結論。（財務省）

3 建設総合統計、建築着工統計及び建築物リフォーム・リニューアル統計（基本方針1－4、1－5及び1－6）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針に掲げられた課題のうち、建設総合統計を除く各課題は、統計委員会における施行状況報告審議において示された指摘や現行基本計画を踏まえたものであり、その推進を着実に図ることが必要。
- 建設総合統計に関する課題については、関係府省において、平成29年度中に実施予定としていることから、その実施状況を確認した上で、最終的な対応を整理。
- 建築着工統計における工事費予定額の定義の明確化と周知、異常値、外れ値の対応については、統計委員会における補正調査の改善に関する課題と統合して整理。
- 建築物リフォーム・リニューアル統計については、現行基本計画に基づき、平成28年度調査から必要な見直しを行っているため、残された課題である遡及系列の公表と公表時期の早期化や、産業連関表（基本表）及びSNAにおける活用に向けた検証・検討を推進することが必要。

【基本的な考え方】

- P 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を平成29年度中に確認した上で、不整合が確認されれば必要な改善策を早期に検討。（国土交通省）
- P 公的固定資本形成について、四半期別GDP速報とGDP年次推計とのかい離の原因について平成29年度中に検証した上で、建設総合統計の出来高と決算書の整合性に係る確認及び検討状況を踏まえ、必要な改善策を早期に検討。（内閣府）
- P 建築着工統計において、工事費予定額などの用語の定義の明確化及び統計作成方法などの解説の充実を平成29年度中に実施。（国土交通省）
- P 建築着工統計において、異常値、外れ値への対応の徹底を平成29年度以降実施。（国土交通省）
- 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上

のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、平成30年度までに改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実や建設総合統計への反映を推進。（国土交通省）

- 建築物リフォーム・リニューアル統計について、平成31年度作成予定の平成27年産業連関表に取り込んだ上、平成32年度を目途に予定されている次回の国民経済計算の基準改定に反映できるよう、遡及期間及び遡及推計方法等の具体的事項について関係府省間で調整。同調査の公表時期については、少なくとも四半期別GDP 2次速報に活用できるよう、公表を早期化。（国土交通省・産業連関表作成府省庁・内閣府）

4 国際収支統計（基本方針 1－7）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針に掲げられた課題のうち、再投資収益の計上手法の検討と国際収支統計と通関統計との差の透明化については、下記基本的な考え方の通り整理。
- また、次回国際収支マニュアル改訂への対応時に遡及系列を作成できるよう検討することについては、IMF 国際収支マニュアルの次回改訂時期が未定であること、その内容も明らかでないことから、具体的な検討対象が特定できず、次期基本計画の対象期間には具体的な検討が進むことが見込まれない状況。一方で、国民経済計算に利用している加工統計を含む統計の遡及系列の在り方は重要なものであり、今後の検討の方向性を明らかにすることが必要。そのため、国民経済計算の遡及系列との整合性を考慮しつつ検討を進めるという基本的な考え方を次期基本計画の本文に盛り込むことと整理。

【基本的な考え方】

- 再投資収益について、内閣府との協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法について平成31年度を目途に検討。また、「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について、平成31年度を目途に検討。（財務省、内閣府）

5 訪日外国人消費動向調査（基本方針 1－8）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針に掲げられた「都道府県別の訪日外国人旅行消費額を把握するために標本規模を拡大する」との課題については、インバウンド消費を地域的に明らかにする必要性は認められるものの、既に平成28年度に試験調査を実施し、その結果をもとに29年度中に標本規模を拡大した調査を実施する予定。
- 一方で、変更後の訪日外国人消費動向調査による都道府県別表章については、精度検証が必要。

【基本的な考え方】

- 都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、平成34年度までに必要な改善についての結論を得る。（観光庁）

6 経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備（基本方針 1－9、1－10及び 1－12）

【次期基本計画における取扱い】

- 現行基本計画においては、経済統計を軸とする産業関連統計の体系的整備を始めとする多岐にわたる課題が掲げられており、関係府省における一体的な検討の結果、具体的な取組の方向性について合意が得られ、その一部については、具体的な取組が進められていることを評価するとともに、商業マージンを年次で把握することや、ほぼ網羅的にサービス産業を対象として費用構造を把握するなど、関係府省が責任を持って検討結果の実現を図ることはSNAの精度向上を図る観点からも極めて重要。
- 基本方針では、この取組を踏まえたサービス統計の統合・充実や、売上高等の集計における消費税の取扱いに関する課題に加え、多様化するサービス産業のよりの確な計測に関する課題が掲げられており、その実現・実用化を推進していくことは基本計画とも整合。
- このため、多岐にわたる課題を、①喫緊に取り組むべき事項、②中期的に取り組むべき事項及び③関連して取り組むべき事項に大別した上で、計画的かつ着実な実現を図ることとした。一方で、これらの課題については、統計改革推進会議で議論されている事項とも密接に関連することから、その結論を確認した上で、最終的な対応を整理。

【基本的な考え方】

〔喫緊に取り組むべき事項〕

- P 年次SUTの作成に不可欠なビジネス・サーベイ（仮称）¹とも位置付けられる中間年における経済構造統計について、①見直し後の経済センサス－基礎調査（プロファイリング活動及びローリング調査）、②見直し後の商業統計調査（年次調査）及び③統合整理後のサービス産業基本調査（仮称）を平成31年度から開始し、工業統計調査の結果を合わせて作成・提供。（総務省、経済産業省）
- P サービス産業動向調査（うち拡大調査で実施する年次集計部分）及び特定サービス産業実態調査について、サービス産業横断的に付加価値額等の構造面を把握する「サービス産業基本調査」（仮称。年次の基幹統計調査）として、発展的に統合することに向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、平成29年度中に実施計画を策定した上で、平成31年度から見直し後の調査を開始。（総務省、経済産業省、関係府省）
- P 建設工事施工統計調査などの上記4調査以外の業種別統計調査について、調査対象及び共

¹ 統合・拡充したサービス産業関連統計、年次化した商業統計、工業統計等により構成される、SNAの推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み

通調査事項等を整理した上で、平成31年度以降、早期に中間年における経済構造統計に対するデータ提供を開始。（関係府省）

- P 中間年に実施する統計調査での把握が困難な業種は、可能な限り早期に行政記録情報の活用を検討。（総務省）

〔中期的に取り組むべき事項〕

- P 大規模企業の活動実態を全産業横断的に把握する統計の整備について、企業部門別での投入・産出等、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供に向け、平成32年度から検討に着手し、平成33年度までに結論。（総務省、関係府省）
- P 産業横断的に把握する企業系統計調査（経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査等）と業種別に把握する企業系統計調査（建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査及びサービス産業基本調査（仮称）等）との役割分担、重複是正等に関する取組について、関係府省が一体となって検討に着手し、平成34年度までに結論。（総務省、関係府省）
- P 産業分類、調査単位（企業・事業所の定義、KAU（Kind of Activity Unit）概念導入の可否）及び生産物分類の策定など、統計基準の見直しと統計調査における対応について、関係府省が一体となって検討に着手し、平成34年度までに対応方針を策定。（総務省、関係府省）
- P 現状の経済センサス - 活動調査では十分に把握できないものの、産業連関表、SNA等の加工統計の精度向上に非常に有用なアクティビティベースの事業活動を把握することについて、関係府省が一体となって検討に着手し、平成34年度までに一定の対応方針を策定。（総務省、関係府省）
- P サービス産業動向調査（うち月次調査部分）及び特定サービス産業動態統計調査について、サービス産業基本調査（仮称）の実施状況も踏まえ、同調査との整理・統合に向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、可能な限り速やかに検討を開始し、平成34年度までに結論。（総務省、経済産業省、関係府省）
- P 一次統計からSNA（四半期別GDP速報、年次推計）に提供するデータの差異を抑制するため、事業所・企業を対象とした年次統計調査と月次・四半期統計調査との関係整理について、関係府省が一体となって検討に着手し、平成34年度までに一定の対応方針を策定。（総務省、関係府省）

〔関連して取り組むべき事項〕

- P 売上高等の消費税の扱いについて、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に沿って、平成31年10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入に向けた検討に着手し、引き続き取組を推進。（関係府省）

- P 基本価格表示による産業連関表の作成にも資する観点から、一次統計調査における税抜額記入導入の可否等の取扱いに関する方針について、平成38年経済センサス - 活動調査を見据えつつ検討。(総務省、関係府省)
- P 売上高、費用及び付加価値等の地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る観点から、事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討に着手し、平成34年度までに一定の対応方針を策定。(総務省、関係府省)
- P 常用労働者のより客観的な内訳区分の改善に向け、平成27年労働者区分ガイドラインについて、平成33年経済センサス - 活動調査の企画時まで改定。(総務省、関係府省)
- P 統計委員会は、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討。(統計委員会)

7 生産物分類（基本方針 1－11）

【次期基本計画における取扱い】

- 生産物分類の構築は、SNAの年次推計の中核となるサービス産業をよりの確に把握する上でも重要な取組。ただし、当面は、統計法第28条に基づく統計基準とはせず、構築後の定着状況を踏まえて、改めて検討することが適当。
- 基本方針及び基本計画においては、この生産物分類の構築について、段階的に検討を推進することとされており、次期基本計画においても継続的な課題とすることが必要となるが、統計改革推進会議においても、並行的に議論されていることから、その検討結果との整合性を確認した上で、最終的な対応を整理。

【基本的な考え方】

- P 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を推進し、平成30年度までにサービス分野について、平成35年度までに財分野を含めた全体について結論。(総務省)

8 消費者物価指数（基本方針 1－13）【審議未了案件】

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針に掲げられた課題については、統計委員会における指摘を踏まえたものであり、その推進を図ることは必要。
- ただし、「家賃の品質調整の検討」及び「消費税抜きCPIの作成」については、平成29年度に対応予定とされていることから、その状況を確認した上で、次期基本計画における対応を最終的な対応を整理。

【基本的な考え方】

- 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、平成30年度までに結論。（総務省）
- P 「家賃の品質調整の検討」及び「消費税抜きCPIの作成」について、次期基準改定に向けた検討加速し、平成29年度までに結論。（総務省）

9 企業向けサービス価格指数（基本方針1－14）【審議未了案件】

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針に掲げられた本課題については、日本銀行による取組みであることから、統計法に基づく次期基本計画の対象外となるが、統計委員会において、その取組状況報告を求め、進捗状況を確認することは必要。

10 既存統計で捕捉が困難な価格の把握（基本方針1－15）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針に掲げられた①医療・介護、教育の質の変化を反映した価格、及び②建設（市場取引価格ベース）・小売サービス（マージン）の価格の把握手法については、統計調査による捕捉が困難な分野である一方、経済情勢の変化をより的確に把握するという観点からは、重要な研究課題と認識。
- このため、日本銀行の研究成果も踏まえ、内閣府は関係府省と連携し、研究を進めた上で、統計委員会においても研究の方向性等について、必要な支援を実施。

【基本的な考え方】

- 医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法とその応用について、厚生労働省、文部科学省等と連携し、平成29年度に開始する包括的な研究を推進するとともに、建設（市場取引価格ベース）及び小売サービス（マージン）の価格の把握手法について、日本銀行が総務省・国土交通省・経済産業省等からデータ・関連情報の提供等の協力を得て行う研究成果も踏まえ、関係府省等と連携し、一連の研究成果の活用方法についても検討し、その結果を統計委員会に報告。（内閣府、関係府省）

11 毎月勤労統計調査（基本方針1－16）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針に掲げられた課題については、統計委員会における指摘を踏まえたものであり、その推進を図ることは、SNAにおける雇用者報酬の精度向上に資する観点からも重要。ただし、継続標本による参考指数の作成・提供及び母集団データベースの活用については、平成30年1月調査分から実施されることがほぼ確実であることから、次期基本計画からは除く

ものと整理。

- また、毎月勤労統計調査については、ローテーション・サンプリングへの移行に伴い、毎年、母集団情報が変更されるため、標本抽出方法や復元方法についても検討することが必要。

【基本的な考え方】

- P ローテーション・サンプリングの導入を踏まえ、継続標本による参考指標を作成し平成30年から公表する。
- 平成34年1月のローテーション・サンプリングの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮が必要。（厚生労働省）
- 本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討。（厚生労働省）

12 産業連関表（基本方針1－17及び1－18）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針に掲げられた課題は、現行基本計画に掲げられた課題と同様の内容であり、その推進に取り組んでいるところ。
- 自社開発ソフトウェアなどを固定資本へ計上すること、基本価格表示による作成など、産業連関表の見直しについては、統計改革推進会議においても、並行的に議論されていることから、その検討結果との整合性を確認した上で、最終的な対応を整理。なお、基本価格表示による産業連関表の作成に当たっては、大分類より詳細な分類で作成することが必要。

【基本的な考え方】

- 自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性を図ることについて、平成27年産業連関表の公表の平成31年度までに検討。（産業連関表作成府省庁）
- 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施。（産業連関表作成府省庁、内閣府）

Ⅱ GDP統計の加工・推計手法等の改善

- 基本方針の別紙Ⅱには、四半期速報の精度向上、景気判断のための新たな四半期系列の作成や、情報開示の拡充など、GDP統計の改善に向けた9つの具体的な課題が示されており、この課題の内容は現行基本計画に掲げられた課題とも関連。
- 一方、現行基本計画に掲げられた14のうち8つの課題については、平成23年基準改定において、対応済となるなど、おおむね計画に沿った取組が進捗しているものと評価できるものの、社会経済情勢の変化にも対応しつつ、基本方針も踏まえて残された課題や継続的な取組が必要とされる課題の解決に取り組み、加工・推計手法の改善を図ることが重要。
- このため、内閣府は、関係府省の協力も得て、以下に示す「次期基本計画における取扱い」及び「具体的な考え方」に沿って、次期基本計画期間中に、計画的かつ着実な課題解決に取り組むことが必要。

1 需要側統計と供給側統計の加工・推計方法の開発（基本方針Ⅱ）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針には、四半期別GDP速報の精度向上のため、「家計調査、法人企業統計調査等の需要側統計と供給側統計の新たな加工・推計手法の開発など消費・投資の基礎統計の利用法の改善を図る」との課題が掲げられている。
- このような状況の中、四半期別GDP速報（QE）における家計最終消費支出や民間企業設備の推計に当たっては、年次推計の最終四半期の値を基に、月次・四半期の各種基礎統計から四半期データ（補助系列）を作成し、その伸び率により延長しているが、供給側と需要側の統合比率は平成14年以降固定されていることから、家計消費支出を中心に、QEから年次推計にかけて大きく改定されるケースが発生し、よりの確な景気判断のためにも、その改善が必要。
- このため、他国と比べQE値と年次推計値とのかい離幅が大きいことが指摘されており、年次推計値に可能な限り近似するような需要側統計と供給側統計の統合比率の導入に向けた検証・検討が必要となるが、この取組については、平成29年12月に対応予定とされている。また、家計統計や法人企業統計だけでなく、サービス産業関連統計、個人企業経済統計、建設関連統計なども改善されていく予定であり、一次統計の改善に応じて国民経済計算を逐次改善していくとの趣旨から、その状況を踏まえ、次期基本計画の期間においても恒常的な対応が必要と整理。

【基本的な考え方】

- 平成30年以降も、家計調査、法人企業統計、個人企業経済統計、建設関連統計などの基礎統計の改善も踏まえつつ、四半期別GDP速報の推計における需要側統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、推計精度の確保・向上に不断に取り組む。（内閣府）

2 生産面、分配面の四半期速報の開発（基本方針Ⅱ）

【次期基本計画における取扱い】

- 現行基本計画では、生産側、分配側を含む三面の四半期推計を整備し、その速報を参考系列として、平成23年基準改定後できるだけ速やかに公表を目指すとの課題が掲げられているところ。
- また、基本方針には、現行基本計画と同様の課題について、家計の可処分所得・貯蓄の四半期速報について参考系列として平成30年度中に公表、生産側・分配側GDPの四半期速報の扱いについて、平成30年度末までに結論を得るとの課題が掲げられているところ。
- このような状況の中、生産側、分配側の四半期速報の開発については、これまでも所要の取組が行われていると評価できるものの、今後実施される基礎統計の改善を踏まえ、検討を加速していくことが重要。
- また、生産側、分配側の四半期速報の開発については、後記5の「デフレーター等の各種研究開発の推進」の一環とも位置付けられることから、その点にも留意が必要。

【基本的な考え方】

- 家計の可処分所得、貯蓄の速報値について、平成30年度中に参考系列としての公表を目指して検討。（内閣府）
- 生産面、分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、平成30年度末までに結論。（内閣府）

3 娯楽作品の原本を総固定資本形成に計上（基本方針Ⅱ）

【次期基本計画における取扱い】

- 娯楽・文学・芸術作品の原本は、国民経済計算の国際基準（2008SNA）では、固定資産（総固定資本形成）の分類として、「知的財産生産物」と位置付けてられており、「知的財産生産物」については、OECDによる計測に関するハンドブックも示されているところ。
- 我が国の国民経済計算では、2008SNAに対応した平成23年基準改定において、固定資産の分類として知的財産生産物を設けたものの、娯楽・文学・芸術作品の原本は、基礎統計の制約から資本化には対応していない現状。
- このため、平成29年度以降、データの蓄積を含め利用可能な基礎資料を改めて精査するとともに、その結果や推計による補完の可能性も含め、次回基準改定での資本化の実現に向けた検討を推進することが必要。

【基本的な考え方】

- 娯楽作品の原本（映画等）について、平成32年度を目途とする次回基準改定において、総固定資本形成へ計上することを目指して検討を推進。（内閣府）

4 統計利用者とのコミュニケーションの強化・拡充（基本方針Ⅱ）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針には、①拡充した推計手法解説書（デフレーター推計手法の詳細を含む）を平成28年度中に公表、②従前の民間エコノミストとの意見交換を平成29年度から拡充・強化という課題が掲げられており、前記①の課題については、デフレーター推計手法の詳細を含んだ平成23年基準改定版の推計手法解説書（年次推計編）を、平成29年3月に公表しており、今後も統計利用者のニーズを踏まえつつ、推計手法の変更等必要に応じて随時更新することと整理。
- また、上記②の課題については、平成29年度から拡充・強化した上での実施を予定となっていることから、その状況を確認した上で、次期基本計画における最終的な対応を整理。
- なお、現行基本計画においては、上記に関する個別の課題は掲げられていないものの、基本計画の基本的な視点・方針として、経済・社会の環境変化への的確な対応や、統計作成過程の透明化の推進が掲げられているところ。

【基本的な考え方】

- P 統計利用者等との意見交換について、平成29年度から、従来の民間エコノミストに加え、経済団体、統計研究者及び政策当局に拡充し、改善ニーズの把握を強化。（内閣府）

5 デフレーター等の各種研究開発の推進（基本方針Ⅱ）

【次期基本計画における取扱い】

- 基本方針には、①GDP統計に関する国際的議論への積極的参加を通じた研究の実施、②①の研究を踏まえた国際会議における積極的な意見表明、及び③新分野の取り込みや生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトの推進という課題が掲げられているところ。
- また、現行基本計画においても、生産・支出・分配の三面からの推計値を供給・使用表（SUT）の枠組みにより調整する手法の確立などに関する課題が掲げられているところ。
- このような状況の中、OECD等の国際機関では、シェアリングエコノミーを含む新分野のGDP統計における位置付けや捕捉のあり方等に関する研究が進められているほか、統計改革推進会議においては、経済センサスを始めとする基礎統計の改善を含む供給・使用表（SUT）の枠組みを活用した推計体系への移行が議論されており、これらの新たな課題への対応が必要。
- さらに、医療・介護、教育の質の変化を反映した価格、実質値の把握方法について、欧米における先行研究を踏まえた検討・研究も重要。

【基本的な考え方】

- 国民経済計算に係る国際基準策定プロセスに関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施。また、それらの研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施。このためにも、国際的な動向も踏まえ新分野の

取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを平成29年度以降推進。（内閣府）

6 基本方針に掲げられた事項以外の課題対応

【次期基本計画における取扱い】

- 現行基本計画に掲げられた事項のうち、「長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供を進める」、「商品別供給・需要の推計を行うためのコモディティー・フロー法における商品別配分比率の推計、企業を事業所単位に変換するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う」については、平成29年度中に実施見込みのため、今後の状況を踏まえ検討。
- 三面からの推計を供給・使用表の枠組みによる調整手法の確立、国民経済計算・産業連関表・延長産業連関表の作成部局間の連携、国民経済計算の基準年の供給・使用表について産業連関表との整合の検討、生産側GDP推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の研究、国民経済計算の推計業務システムの再構築、2008SNAへの移行、四半期推計の基礎情報としてのサービス産業動向調査の検討、建設業の産出額を進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立については、実施済み。
- 現行基本計画に掲げられた事項のうち、ファイナンシャル・リースを経済的所有原則により把握することについては、基礎統計の制約により、区分して把握することが困難との状況は理解できるものの、その重要性に鑑み、推計手法の検討を継続することが必要。
- また、地域経済計算における提供情報の充実に関する課題については、地方公共団体に対する支援の継続・強化等が必要と考えられるものの、地域統計の改善を検討する中で、横断的な検討が必要。
- なお、平成27年の統計委員会答申において「今後の課題」とされた私立大学の分類については、これまでの統計委員会における議論も踏まえ、次回基準改定に向けた作成基準の変更の際に再度検討することが適当と整理。

【基本的な考え方】

- P 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ提供を進める。（内閣府）
- P 商品別供給・需要の推計を行うコモディティー・フロー法における商品別配分比率の推計、企業を事業所単位に変換するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う。（内閣府）
- リースの区分については、国際的な基準と整合的になるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、引き続き、推計方法の検討を行う。（内閣府）